

倉敷市発注工事における社会保険等未加入対策の拡充について

令和5年2月20日

倉敷市では、社会保険等未加入対策として、平成28年4月から一次下請人を社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入業者（※1）に限定する取組みを実施していますが、令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から、二次以下の下請負人についても、社会保険等の加入業者（又は適用除外業者（※2））に限定する等の取組を実施します。

建設工事の入札に参加される方は、適切な対応をよろしくお願いします。

1 拡充する内容

倉敷市工事請負契約約款により、元請業者が社会保険等の未加入業者（※3）を下請負人とすることを原則として禁止します。（二次以下の下請業者も含みます。）

2 社会保険等の加入確認方法

- ・ 受注者（元請業者）から提出された施工体制台帳の「下請負人に関する事項」、再下請負通知書の「再下請負関係」の健康保険等の加入状況の欄の記載内容から適否を判断します。
- ・ 社会保険等への加入について疑義がある場合は、社会保険料の領収書等の提出を求める場合があります。

3 実施時期

令和5年4月1日以降に契約を締結する建設工事とします。

※1 加入業者…社会保険等すべてに加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者

※2 適用除外業者…法的に社会保険等への加入義務がない建設業者

なお、適用除外業者は、法令に違反している状態ではないため、加入業者と同じ扱いとします。

※3 未加入業者…次のいずれかに違反して社会保険等に加入していない建設業者

○健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定する届出の義務

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条に規定する届出の義務

○雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する届出の義務

【 問合せ先 】

倉敷市総務局総務部契約課

TEL 086-426-3171

社会保険等未加入対策についてよくある質問

Q 1 社会保険等とは何ですか。

A 1 社会保険等とは、健康保険（協会けんぽ、健康保険組合等）、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

Q 2 国民健康保険組合に加入しているが、社会保険等未加入建設業者となりますか。

A 2 法人や常時5人以上の従業員を使用する国民健康保険組合に加入している建設業者であっても、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続きを行って加入しているものであれば、適法に加入していることから、社会保険等未加入建設業者とはなりません。詳細は年金事務所などに確認願います。

【参考・国交省HP】[協会けんぽへの加入と国保組合への加入に係る国の事務連絡
下請指導ガイドラインにおける「適切な保険」について](#)

Q 3 下請負人が社会保険等に加入しているかどうかは、どのように確認を行えば良いのですか。

A 3 経営事項審査の受審状況により確認方法が異なります。なお、適用除外は、労働者の就業形態等によって適用除外とならない場合もあることから、元請負人は、年金事務所等に適用除外となる要件を確認した上で判断してください。

【経営事項審査を受審している場合】

有効期間にある経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が、「有」又は「除外」となっていることで確認が行えます。

【経営事項審査を受審していない場合】

社会保険等への加入の場合は、各保険料の領収書等で確認が行えます。

健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明書」又は「資格取得確認および標準報酬決定通知書」

雇用保険

「領収済通知書」及び「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用保険被保

「険者証」

Q 4 社会保険等の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのですか。

A 4 適用除外業者は社会保険等の加入が義務付けられていないため、入札への参加時や、下請契約の相手方としては排除されません。ただし、新たに従業員を雇用した等の状況の変化によっては、「適用除外業者」から「未加入業者」となることがありますのでご注意ください。なお、詳細な社会保険等の加入要件は年金事務所などに確認願います。

Q 5 施工体制台帳に記載されている「適用除外」とはどのような状態の業者ですか。

A 5 社会保険等に加入する義務のない者を指します。

健康保険及び厚生年金保険については、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主である場合等が「適用除外」となります。

雇用保険については、従業員がいない場合やすべての従業員が65歳に達した日以降に新たに雇用されたものである場合等が「適用除外」となります。

なお、一人親方の場合は、その働き方（労働者性）により判断されますので、詳細な内容は年金事務所やハローワークなどに確認願います。

Q 6 どのような場合でも、元請と未加入の下請負人との契約が禁止されるのですか。

A 6 未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在すると発注者が認めた場合は、発注者が指定する期間内に未加入建設業者が社会保険等に参加することを条件として、例外的に認められます。特別の事情に該当するかどうかは個々の事案ごとにその内容や背景等を確認した上で個別に判断することになります。

Q 7 建設業許可を有しない下請業者場合においても、その者との契約が禁止されるのですか。

A 7 この取組においては、建設業許可を有する者のうち、社会保険等の加入義務を履行していない者を取組の対象としていることから、建設業の許可を有しない者を下請負人とすることを禁止していません。（※交通誘導員等の警備業のみを行う者も対象外です。）

Q 8 二次以下の下請負人と受注者は直接の契約関係にはないにもかかわらず、なぜ二次以下の下請負人も未加入業者であることを禁止するのですか。

A 8 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）では、元方事業者に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適切な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることが義務付けられています。そのため、受注者は、二次以下の下請負人についても社会保険等の加入指導を行うべき立場になると考えるためです。

Q 9 下請業者が未加入であることが確認された場合、元請業者は契約違反となるのですか。

A 9 元請業者によって、市が指定する期限内に未加入業者が社会保険等に加入したことを確認できる書類を提出いただければ契約違反となりません。また、期限内に下請契約に基づく履行が全く行われていない状況（現場着手とは異なります。）で、当該下請契約を解除した場合も契約違反となりません。

Q 10 下請契約に基づく履行の着手前に未加入業者と契約解除を行ったことを確認できる書類とは何ですか。

A 10 当該契約を解除した際に作成した解除合意書の写し、または変更後の施工体系図を提出してください。ただし、優先すべきは社会保険等の加入であるので、加入手続きを行うよう促してください。

Q 11 下請業者に未加入が確認された場合のペナルティはありますか。

A 11 元請業者に対するペナルティは、契約違反による指名停止措置と工事成績評定の減点です。指名停止の手続きは、A 9に示す確認できる書類の提出期限を経過し、契約違反が確定した時点から手続きを開始します。工事成績評定の減点については、指名停止措置等をされたことを受け、工事成績評定時に減点します。

なお、未加入業者については、その情報を建設業許可行政庁へ通報します。